

参考：令和6年度のさとふるシェア率

4～11月（累計） 22.4%

9月～11月（単月） 3～5%

#### （7）その他

ふるさと納税業務における課題及び本市の特徴等については別紙を参照すること。

### 6. 業務の内容

#### （1）寄附拡大に資するアドバイザー業務

##### ①現状分析と課題の特定

「2. 目的」の達成に向けて、現状の分析と課題の特定を行うこと。

##### ②ロードマップ、業務体制、フロー等の作成

①の課題解決のために必要な施策等を提案し、当該施策が受託者の業務外である場合は、実施主体が適切に実施できるようサポートを行うこと。必要に応じて、目的達成に向けたロードマップ、業務体制・フロー等を作成すること。

##### ③返礼品（提供事業者）の開拓、開発

返礼品の充実を図るため、新たな返礼品等の開拓・開発等について本市に助言すること。また、提供事業者への訪問時に必要な資料の作成等、本市が実施する渉外業務に関するサポートを行うこと。また、返礼品の安定的な流通体制の確保に向けた取組を行うこと。

##### ④その他

寄附金額の増加及び発注者の業務効率化・業務軽減・費用削減に資する施策等について助言し、その実施をサポートすること。

#### （2）ポータルサイト管理運営業務（「さとふる」及び「三越伊勢丹ふるさと納税」を除く）

##### ①自治体ページの作成等

ポータルサイトにおける自治体ページの作成、更新、充実等の寄附拡大に繋がる管理運営を適切に行うこと。

##### ②ポータルサイトの機能活用

ポータルサイトが個別に提供する機能を積極的に活用し、自治体ページの魅力向上、機能向上に繋がる取組みを行うこと。

##### ③返礼品ページの作成、更新

返礼品の魅力、返礼品提供事業者が返礼品に込めた思いが伝わるページの作成、更新を行うこと。

##### ④SEO 対策の実施

返礼品ページの作成、更新を行う際は、SEO（検索エンジン最適化）対策を行うこと。

##### ⑤返礼品の写真撮影／画像加工等

原則として提供事業者自身が返礼品の写真を用意することとするが、必要に応じて写真撮影を実施すること。また、写真への文字入れ等により訴求力の高い画像を作成し返礼品ページに掲載すること。

##### ⑥レビュー対応

ポータルサイトにおけるレビュー数の増加に資する施策を実施すること。

##### ⑦その他

ポータルサイトに関する情報収集に努め、本市に情報提供するとともに、必要に応じて申請手続き等のサポートを行うこと。

#### （3）広告・プロモーションに関する業務

#### ①ポータルサイト内広告の実施

本市の魅力を広く発信し、認知度を向上させるとともに、返礼品等の効果的なPRに努め、より多くの寄附者に訴求を図ること。なお、広告に係る費用については、本委託料とは別に予算の範囲内で本市が負担することとする。

#### ②ポータルサイト外広告の実施

ポータルサイト外でのプロモーションとして、SNS運営、カタログ・パンフレット制作、受託者の保有するメディア・サービスを通じたプロモーション施策等を実施すること。

### (4) 受託者提案業務

その他、寄附金額の増加、業務の効率化及び軽減又は経費の削減につながる施策などの独自提案があれば、以下を例とし積極的に提案すること。

#### ①地域活性化起業人の派遣等

本業務の目的達成に向け、地域活性化起業人（企業派遣型）の派遣が可能な場合は、派遣可能な期間、想定業務等を提案すること。

##### ア 受入想定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※最低でも上記期間中6か月以上は派遣可能であること。

##### イ 本市の負担（最大）

5,900千円

#### ②寄附者との交流イベント等

本市への寄附者を一時的な関係人口とせず、継続的に本市を応援してもらえる関係性へと発展できるようなイベント等を提案すること。

##### ア 開催場所（想定）

首都圏又は小千谷市内

##### イ 本市の負担（最大）

2,000千円

## 7. 権利の帰属

- (1) 本市が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務により作成された成果物に係る所有権、著作権及びその他の権利は本市に帰属するものとし、本市による二次利用を可能とする。また、受託者は本市に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

## 8. 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議の上、あらかじめ本市の承認を得た場合について、業務の一部を第三者に委託できるものとする。